

## 議事録

会議の名称	平成27年度 第1回 西東京市総合教育会議
開催日時	平成27年4月10日午後2時30分
開催場所	西東京市役所 田無庁舎庁議室
出席者	<p>市長、宮田教育委員会委員長職務代理者、森本教育委員会委員、高橋教育委員会委員、米森教育委員会委員、江藤教育委員会教育長、（欠席：竹尾教育委員会委員長） （事務局）</p> <p>副市長、飯島企画部長、小関企画政策課長、児山企画部主幹、浅水企画政策課企画政策担当主事、櫻井教育部長、南里教育部特命担当部長、早川教育企画課長、倉本教育企画課企画調整係長、小倉教育企画課企画調整係主事、等々力学校運営課長、田中教育指導課長、西川統括指導主事、渡部教育支援課長、岡本社会教育課長、伊田公民館長、奈良図書館長 （傍聴人） 9人（途中入室1名）</p>
議題	<p>1 総合教育会議について</p> <p>2 大綱の策定について</p> <p>3 その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）</p> <p>資料2 西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）施策の体系</p> <p>資料3 大綱の策定について</p> <p>参考資料1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（改正案）</p> <p>参考資料2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）</p> <p>参考資料3 西東京市総合教育会議会議規則</p> <p>参考資料4 西東京市総合教育会議傍聴要領</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

発言者名：  
発言内容

<午後 2 時30分開会>

- 市長：  
ただいまから、第 1 回西東京市総合教育会議を開会します。  
本会議は、西東京市総合教育会議会議規則に基づき公開します。
- 市長：  
傍聴については、西東京市総合教育会議傍聴要領に基づき、入室を認めます。
- 市長：  
本日は、報道機関から撮影等の取材の依頼がありましたので、冒頭 3 分間の撮影を許可します。
- 市長：  
会議録については、ご協議により、発言者ごとの要点記録とします。
- 市長：  
本年 4 月 1 日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的に、総合教育会議を設置することになりました。  
西東京市においても当会議を設置し、教育の政治的な中立性、継続性・安定性を確保しつつ、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有しながら、さらなる連携を深め、よりよい教育の実現を目指していきたいと考えています。  
よろしく申し上げます。

#### 議題 1 総合教育会議について

- 市長：  
まず、新たに設置した会議ですので、ここで改めて趣旨や目的などを確認したいと思います。
- (事務局説明)  
資料 1、参考資料 1、参考資料 2、参考資料 3
- 市長：  
事務局の説明について、御質問等ありましたら、よろしく申し上げます。
- 高橋委員：(資料 1-見開き右上部-青丸囲み「教育委員会の改革」の 5 点目)  
資料 1 の「いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化」とあります。万が一のことが起きてしまった場合

の記載であると思いますが、この再発防止のために国が教育委員会に指示できる内容を明確化することで、今までと何か違うメリットがあるのでしょうか。

○教育企画課長：（参考資料1-P20）

参考資料1、20ページ、第50条をご覧ください。

下段の改正前では、「児童、生徒等の生命又は身体の保護のため」とあり、これまでは、国が判断する際に疑義が生じる可能性があったということでした。

上段の改正後では、「生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため」と改められました。

これまでの不幸な事案を防げなかったこと等があり、被害の拡大等を未然に防止する観点から、国から地方公共団体の指示についての判断を明確に規定したところが、今回の法改正の重要なポイントでもあります。

○高橋委員：

そうすると、明確化することで一律に指示が出せるというか、どこの市町村へも同じような対応ができるようになるということですか。

○教育企画課長：

そのようになります。法律に権限等が明記されたということですが、地方公共団体には、自治権限が地方自治法に規定されていますので、そういう意味では、どのような場合でも、頻繁に国の指示がされるということではありません。

基本的には、抑制的な条文であると思います。国の関与については、自治体の現状、進捗状況、対応等から判断し、相当なレベルでの関与が必要な場合に適用する、という趣旨の説明を受けています。

○高橋委員：

わかりました。ありがとうございます。

## 議題2 大綱の策定について

○市長：

はじめに、大綱の策定について、改正法の概要と国から示された大綱の内容を事務局から説明します。

（事務局説明）

資料1、資料3

○市長：

御承知のように、現在本市においては、西東京市教育計画を策定し、昨年の平成26年度を初年度とした、平成30年度までの5年間の施策等を示しており、それらの取組を進めているところです。大綱の策定に当たりましては、教育の最上位計画である西東京市教育計画に基づく協議を基本として進めてまいりたいと考え、案をお示ししま

す。

(事務局説明)

資料2、資料3、西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）

○市長：

それでは、今の説明を踏まえ、協議に入ります。

○宮田委員：

西東京市の教育計画については、昨年、かなりディスカッションして決めたものになります。先ほどの説明のとおり、別途に策定しなくてもよいともありますので、策定間もないこの計画を活かして大綱として良いのではないかと思います。

○米森委員：

法の趣旨からも、教育、学術、文化、それぞれ網羅した5年間の計画となっていますので、市としてこれを大綱とし、進めていただくことが妥当ではないかと思います。

○高橋委員：

教育計画では「生きる力」の育成を核としており、これはすべての子どもたちがよりよく生きていくために、とても大切な、必ず伸ばしてあげたい力です。

様々な場面を想定し網羅されたこの計画の5つの基本方針を大綱として進めてもらいたいと思います。

○森本委員：

私も同じように思います。また、この計画は、市民の方とともに独自に策定したもので、新たに、一人ひとりを大切にする教育の推進に向けてといった方針を打ち出しているところは、とても大切なところだと思います。このような計画の基本方針を大綱として策定するということが、十分であると感じています。

○教育長：

これまでの皆様のご意見に賛成です。

この教育計画は、平成26年度からスタートし1年を経過したところです。

計画の策定に当たっては、1年半をかけており、懇談会での議論、アンケート調査及びヒアリング調査、また、パブリックコメントを実施する等、市民等の皆様の声を丁寧に反映し、市の現状をしっかりと踏まえて策定した計画です。

教育委員会においても、しっかりディスカッションされたもので、中身としては5つの基本方針、前計画の方針に加え、新たに一人ひとりを大切にする教育の推進に向けてといった、まさしく現状を踏まえた計画です。

法律の趣旨から、また、文部科学省の通知を見ても、教育振興基本計画の中に示している基本方針をもってかえることができるという、その取り扱いはまさしく理にかなっているのではないかと受けとめています。

この西東京市の教育振興基本計画である西東京市教育計画の基本方針を大綱とする

ことについて、それが今の実情に即していると思います。

○市長：

委員の皆様のそれぞれの立場から、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

皆様からは、この5つの基本方針を市の大綱とすることでよいのではないかというご意見をいただきました。

西東京市の大綱については、提案させていただいた教育計画の5つの基本方針をもって進めるということにします。

内容につきましては次回の議題とし、また改めて協議・調整を進めてまいります。

### 議題3 その他

○市長：

ただいま協議をいただきましたほかに、西東京市の児童・生徒を取り巻く事柄につきまして、ご意見がありましたらお聞かせください。

○森本委員：

市として大綱を定め教育施策を進める中で、課題に対しては重点的に取り組んでいただきたいと思います。

特に、どこでも起こり、後を絶たない、いじめの問題への対応については、常に取り組んでいかなければならないと思います。

また、本市では、昨年とても痛ましい虐待事件がありましたので、避けて通れない問題だと思います。本市だからできる取組を見つけて、進めていただきたいと思います。

たとえば、川崎の事件なども含め、こうした事件があると、スクールソーシャルワーカーといった人材がとても重要になるとは思いますが、まだまだ人材が不足していますし養成ができていないと思われませんが、どのような状況でしょうか。

○市長：

非常に重要な取組であると認識しているところです。スクールソーシャルワーカーといった専門的なスタッフの状況等について、本年度の取組を事務局から説明します。

○教育支援課長：

スクールソーシャルワーカーについて、昨年度は1週間に4時間でしたが、本年度は1週間に3日程度へ拡大して配置しています。これに伴い、全校巡回の体制をつくり、対応していきたいと考えています。

スクールカウンセラーについては、市独自の配置が可能となり、学校の状況等に応じた配置体制を検討しているところです。

本市では、昨年 の 事案を踏まえ、特に問題の背景をきちんと捉えることを重要視しており、臨床心理士の資格を持つ人材を登用していきたいと考えています。

○森本委員：

ありがとうございます。市の財政なども出し惜しみをせず、できるだけ人材育成に充てていただきたいと思います。

学校現場の臨床心理士などは、ただ資格を持っていればいいというものではないと思います。スクールソーシャルワーカーに限らず、人を扱う部署は簡単に人事異動で動かすのではなく、学校現場の中で人材を丁寧に育てていく視点も市民の願いでもあると思いますので、よろしくお願いします。

○宮田委員：

特に、先ほど森本委員もおっしゃったように、虐待によって尊い命が失われております。現在は検証委員会が立ち上がり、近々最終報告が出るということ聞いていますが、虐待については、その報告を踏まえ、重点的に取り組むべきではないかと思えます。

そして、二度と尊い命を亡くさないような取組を考え続け、具体的な対応をとることが必要だと思います。そういう視点で重点項目に挙げられればよいと思います。

○市長：

昨年7月30日の事件に対する市の対応について、9月から副市長を委員長とした検証委員会を立ち上げましたので、検討状況を説明します。

○副市長：

昨年7月30日に、市立中学生が養父の虐待によって自死をするという大変痛ましい事案が発生しました。このことを重く受けとめ、また、二度とこのようなことが起こらないように、昨年9月、西東京市立中学校生徒死亡事案検証委員会を立ち上げました。

検証委員会につきましては、教育委員会だけではなく、虐待という家庭内での事案ということから、市長部局の子育て支援子ども家庭支援センターを中心とした事務局体制をとり、また、地域での関わりも重要であることから、福祉部生活福祉課も入れて、検証及び対策等について、現在までに7回の会議を開催しています。

また、会議開催に当たりまして、虐待の専門家である学識者にもお入りいただき、この2月に中間の取りまとめをしたところです。

中間の取りまとめの中では、平成27年度に予算化すべきもの、また、平成27年度に取り組んでいくべきもの、これらをピックアップし、教育委員会においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの充実、教育部教育支援課や子ども家庭支援センターの職員体制の強化、専門員、嘱託員の充実などに取り組んでいます。

現在の中間まとめを踏まえ、改めて学識者からアドバイスをいただく手続に入り、欠けている点などがないか、最終チェックをしているところです。

早々には最終的な取りまとめをしたいと考えています。また、それを踏まえて、今後、再発防止に向けた対策の徹底を図っていきたいと考えています。

○高橋委員：

検証委員会を立ち上げているということで、再発防止には十分取り組んでいると思いますが、教育計画にあるように、いじめや暴力行為の防止に向けた教育というの

は、加害者にならないようにする教育が重要だと思います。

一方で、子供たちが被害者にならないように、自分で身を守る必要があることも想定し、まず、子供たちが自分を大切にすることが具体的にどういうことなのかを理解させるところから始めていただきたいと思います。

小学校では「いかのおすし」と言う、行かない、乗らない、大声で叫ぶ、すぐに逃げる、知らせるとの語呂合わせで覚えさせてはいますが、すぐ忘れてしまいますし、大声を出すということも、子供たちにとっては、怖い場面にぶつかったときに大声を出すのは、体が萎縮してしまってとても難しいと思います。

自分を大切にすることがどういうことか、危険が迫ったときにどういったSOSを出して逃げたらいいかを学校教育や公教育の中で具体的に取り入れていく方向性の話がいただけるとうれしいと思います。

○市長：

今の高橋委員からの被害者、加害者のSOSの出し方について事務局のほうから何かありますか。

○教育指導課長：

とても大切なことであると受けとめています。子供の小さなサインを見逃さず、事実があった場合には組織的に共有し、皆で対応する。そのような仕組みを現在作っているところです。

虐待の案件を受けまして、1つの学校の中で情報を共有するシステムを本年2月に立ち上げました。例えば、食欲がないことや、行動が少し荒れてきたこと等の小さな変化を、教員同士で情報交換するためのシステムを、校務パソコンに配布しています。その中で情報共有した上で、重大問題については即座に対応する仕組みをつくっています。

○米森委員：

先ほどの検証委員会のお話でもありましたように、昨今、教育委員会と学校の枠を超えた児童相談所や警察、地域と連携して対応することが必要になってきていると思います。今までは教育委員会だけの枠組みでしたが、今回の大綱は市長部局を含め大きな枠組みとなりますので、全体的に深化させた取組を進めていけるのではと思います。ぜひ今後ともその取組を現実的に進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○市長：

西東京市の児童・生徒を取り巻く事柄をテーマについて、多くの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

やはり、いじめと虐待の問題が、本市の取り組むべき課題として共通の認識であると思います。

それでは、教育に関する重点的な施策として、「いじめ、虐待等の対策」を提案したいと思います。

内容に関しましては、また次回検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮田委員：

今のこともそうですが、当然教育ですから、確かな学力など従来言われていることも重要な取組であると思いますので、よろしくお願いします。

○市長：

ご意見としていただきたいと思います。他にはよろしいですか。

(意見等なし)

○市長：

最後に事務局から何かありますか。

○企画部主幹：

本日の議事録について、発言者の発言内容ごとの要点記録とします。作成した記録は、ホームページ、情報公開コーナーで公表します。

次回の会議について、委員の皆様には、時間、場所等確定次第ご連絡します。また、会議の情報につきましては、ホームページでお知らせします。

○市長：

それでは、議題3のその他を終わります。

これで予定した議題は全て終了しました。

以上で第1回西東京市総合教育会議を閉会します。

午後3時40分閉会